

所得税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第一条の四)

第二章 法人課税信託の受託者等に関する通則(第一条の五)

第三章 非課税所得(第二条―第三条の二)

第三章 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税(第三条の三―第十五条の二)

第四章 公共法人等及び公益信託等に係る非課税(第十六条―第十七条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 各種所得の金額の計算

第一節 所得の種類及び各種所得の金額(第十八条―第十九条の三)

第二節 所得金額の計算の通則(第十九条の四)

第二節 収入金額の計算(第二十条―第二十一条の二)

第三節 必要経費等の計算

第一款 家事関連費等の必要経費不算入等(第二十一条の三)

第一款の二 棚卸資産の評価(第二十二条・第二十三条)

第一款の三 有価証券の評価(第二十三条の二―第二十三条の四)

第二款 減価償却資産の償却(第二十四条―第三十四条の三)

第三款 引当金(第三十五条―第三十六条の三)

第四款 専従者控除(第三十六条の四)

第五款 給与所得者の特定支出(第三十六条の五・第三十六条の六)

第三節の二 外貨建取引の換算(第三十六条の七・第三十六条の八)

第四節 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例(第三十七条―第三十八条)

第五節 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入(第三十八条の二)

第六節 生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算(第三十八

改正前

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章の二 同上

第三章 同上

第三章 同上

第四章 公共法人等及び公益信託等に係る非課税(第十六条―第十六条の三)

第五章 納税地(第十七条)

第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第一節の二 同上

第二節 同上

第三節 同上

第一款 棚卸資産の評価(第二十二条・第二十三条)

第一款の二 有価証券の評価(第二十三条の二―第二十三条の四)

第二款 減価償却資産の償却(第二十四条―第三十四条)

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三節の二 同上

第四節 同上

第五節 同上

第六節 同上

条の三)

第七節 収入及び費用の帰属時期の特例(第三十九条―第四十条の二)

第二章 所得控除及び税額控除(第四十条の三―第四十四条)

第三章 申告、納付及び還付

第一節 予定納税(第四十五条・第四十六条)

第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

第一款 確定申告(第四十七条―第四十九条)

第二款 延納(第五十条―第五十二条)

第三款 納税の猶予(第五十二条の二・第五十二条の三)

第四款 還付(第五十三条・第五十四条)

第三節 青色申告(第五十五条―第六十六条)

第三編 非居住者及び法人の納税義務

第一章 非居住者の納税義務(第六十六条の二―第七十一条)

第二章 法人の納税義務

第一節 内国法人の納税義務(第七十二条―第七十二条の四)

第二節 外国法人の納税義務(第七十二条の五・第七十二条の六)

第四編 源泉徴収

第一章 給与所得に係る源泉徴収(第七十三条―第七十六条の三)

第二章 退職所得に係る源泉徴収(第七十七条)

第三章 公的年金等に係る源泉徴収(第七十七条の二―第七十七条の六)

第四章 非居住者の所得に係る源泉徴収(第七十七条の七)

第五章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例(第七十八条・第七十九条)

第六章 源泉徴収に係る所得税の納付(第八十条)

第五編 雑則

第一章 支払調書の提出等の義務(第八十一条―第一百条)

第二章 その他の雑則(第一百一条―第一百四条)

附則

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)

第七条 省 略

2 令第四十一条の二第一項に規定する障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(当該障害者等の氏名、生年月日及

第七節 同上

第二章 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第三節 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第四編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第六章 同上

第五編 同上

第一章 同上

第二章 同上

附則

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)

第七条 同 上

2 同 上

び住所の記載のあるものに限る。)とする。
一〇四 省略

五| 省略
六| 省略
七| 省略
八| 省略
三〇 三 省略

(公共法人等に該当する農業協同組合連合会の指定申請書の記載事項等)
第十七条 省略
二 省略

一〇四 同上

五| 国民年金手帳(国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第十三
条第一項(国民年金手帳)に規定する国民年金手帳をいう。)
六| 同上
七| 同上
八| 同上
九| 同上
三〇 三 同上

(公共法人等に該当する農業協同組合連合会の指定申請書の記載事項等)
第十六条の三 同上
二 同上

第五章 納税地

(納税地を変更するための提出書類の記載事項)

第十七条 法第十六条第三項(納税地の特例)に規定する財務省令で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十六条第三項に規定する書類を提出する者の氏名及び個人番号
居所地を納税地としたい旨
- 二 法第十六条第二項に規定する事業場等を有する場合には、その所在地
その他参考となるべき事項
- 三 法第十六条第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項
とする。

- 一 法第十六条第四項に規定する書類を提出する者の氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)
 - 二 法第十六条第二項に規定する事業場等の所在地を納税地としたい旨
 - 三 前号の事業場等に係る事業の内容
 - 四 第二号の事業場等以外の事業場等を有する場合には、その所在地及びその事業場等に係る事業の内容
 - 五 その他参考となるべき事項
- 法第十六条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項

(金銭の分配のうち出資総額等の減少に伴うものの範囲等)

第十八条 省 略

2 令第六十一条第二項第五号(所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等)に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額(投資法人の計算に関する規則第三十九条第三項の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。)及び出資剰余金控除額(投資法人の計算に関する規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。)の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額を控除した金額とする。

(確定給付企業年金の掛金)

第十八条の二 令第六十四条第一項第二号(確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い)に規定する財務省令で定める掛金は、次に掲げる掛金とする。

一 省 略

二 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第三条第一項(確定給付企業年金の実施)に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて同法第八十二条の五第一項(確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換)の加入者であった者のために支出した確定給付企業年金法施行令第五十四条の八第三号(独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換の基準)の掛金

三 省 略

(退職所得控除額に係る勤続年数の計算)

第十八条の三 令第六十九条第一項第二号(退職所得控除額に係る勤続年数の計算)に規定する企業型年金加入者期間に準ずる期間として財務省令で

とする。

一 法第十六条第五項に規定する書類を提出する者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)

二 法第十六条第一項又は第二項の規定の適用を受ける必要がなくなった事情

三 その他参考となるべき事項

(金銭の分配のうち出資総額等の減少に伴うものの範囲等)

第十八条 同 上

2 令第六十一条第二項第五号ロ(所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等)に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額(投資法人の計算に関する規則第三十九条第三項の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。)及び出資剰余金控除額(投資法人の計算に関する規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。)の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額を控除した金額とする。

(確定給付企業年金の掛金)

第十八条の二 同 上

一 同 上

二 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第三条第一項(確定給付企業年金の実施)に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて同法第八十二条の四第一項(確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換)の加入者であった者のために支出した確定給付企業年金法施行令第五十四条の八第三号(独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換の基準)の掛金

三 同 上

(退職所得控除額に係る勤続年数の計算)

第十八条の三 同 上

定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 その者の令第六十九条第一項第一号に規定する退職一時金等（令第七十二条第三項第七号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当するものに限る。以下この条において「老齢給付金」という。）の支払金額のうちに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）の規定により資産管理機関（同法第二条第七項第一号ロ（定義）に規定する資産管理機関をいう。次号において同じ。）が移換を受けた資産が含まれている場合 次に掲げる期間
イ・ロ 省略

二 省略

2 令第六十九条第一項第二号に規定する個人型年金加入者期間に準ずる期間として財務省令で定める期間は、その者の老齢給付金の支払金額のうちに確定拠出年金法第七十四条の二第一項（脱退一時金相当額等又は残余財産の移換）の規定により同法第二条第五項に規定する連合会が移換を受けた同法第七十四条の二第一項の脱退一時金相当額等又は残余財産が含まれている場合における次に掲げる期間とする。

一 当該脱退一時金相当額等又は残余財産の算定の基礎となつた期間のうちその者が六十歳に達した日の前日が属する月の翌月以後の期間
二 当該脱退一時金相当額等又は残余財産の算定の基礎となつた確定拠出年金法施行規則第五十九条第二項（準用規定）において準用する同法第三十条第二項各号に定める期間のうち企業型年金運用指図者期間又は個人型年金運用指図者期間と重複している期間

（国庫補助金等の総収入金額不算入）

第二十条 法第四十二条第三項（国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 法第四十二条第一項の規定の適用を受けた固定資産に関する明細

三・四 省略

第一款 家事関連費等の必要経費不算入等

一 その者の令第六十九条第一項第一号に規定する退職一時金等（令第七十二条第三項第六号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当するものに限る。以下この条において「老齢給付金」という。）の支払金額のうちに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）の規定により資産管理機関（同法第二条第七項第一号ロ（定義）に規定する資産管理機関をいう。次号において同じ。）が移換を受けた資産が含まれている場合 次に掲げる期間
イ・ロ 同上

二 同上

2 令第六十九条第一項第二号に規定する個人型年金加入者期間に準ずる期間として財務省令で定める期間は、その者の老齢給付金の支払金額のうちに確定拠出年金法第七十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第二条第五項に規定する連合会が移換を受けた同法第七十四条の二第一項の脱退一時金相当額等が含まれている場合における次に掲げる期間とする。

一 当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となつた期間のうちその者が六十歳に達した日の前日が属する月の翌月以後の期間
二 当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となつた確定拠出年金法施行規則第五十九条第二項（準用規定）において準用する同法第三十条第二項各号に定める期間のうち企業型年金運用指図者期間又は個人型年金運用指図者期間と重複している期間

（国庫補助金等の総収入金額不算入）

第二十条 同上

一 同上

二 前号の国庫補助金等をもつて取得又は改良をした法第四十二条第一項に規定する固定資産に関する明細

三・四 同上

第二十一条の三 法第四十五条第三項第一号ロ（家事関連費等の必要経費不
算入等）に規定する財務省令で定める場所は、同号ロの居住者の住所地若
しくは居所地又はその営む事業に係る事務所若しくは事業所、雑所得を生
ずべき業務を行う場所その他これらに準ずるものの所在地とする。

第一款の二 棚卸資産の評価

第一款の三 有価証券の評価

（少額の減価償却資産の主要な業務として行う貸付けの判定）

第三十四条の二 次に掲げる貸付け（次項の規定に該当する貸付けを除く。
）は、令第三百三十八条第一項（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費

算入）に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するものとする。

一 当該居住者に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の
譲渡又は役務の提供の業務の用に専ら供する資産の貸付け

二 継続的に当該居住者の経営資源（業務の用に供される設備（その貸付
けの用に供する資産を除く。）、業務に関する当該居住者又はその従業

者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに
準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる業務

としての資産の貸付け

三 当該居住者が行う主要な業務に付随して行う資産の貸付け

2 資産の貸付け後に譲渡人（当該居住者に対して当該資産を譲渡した者を
いう。）その他の者が当該資産を買い取り、又は当該資産を第三者に買い

取らせることをあつせんする旨の契約が締結されている場合（当該貸付け
の対価の額及び当該資産の買取りの対価の額（当該対価の額が確定してい

ない場合には、当該対価の額として見込まれる金額）の合計額が当該居住
者の当該資産の取得価額のおおむね百分の九十に相当する金額を超える場

合に限る。）における当該貸付けは、令第三百三十八条第一項に規定する主
要な業務として行われる貸付けに該当しないものとする。

（一括償却資産の主要な業務として行う貸付けの判定）

第三十四条の三 前条の規定は、令第三百三十九条第一項（一括償却資産の必

第一款の二 棚卸資産の評価

第一款の三 有価証券の評価

要経費算入)に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するかどうかの判定について準用する。

(分配時調整外国税相当額控除を受けるための添付書類)

第四十条の十の二 法第九十三条第二項(分配時調整外国税相当額控除)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる同条第一項に規定する分配時調整外国税相当額を証する書類(租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第四条の第三項第二号(確定申告を要しない配当所得等)に掲げる利子等又は配当等のみに係るものを除く。)とする。

一 三 省 略

四 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八条の四第四項、第五項又は第六項ただし書(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)の規定により交付される通知書

五 租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十九項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)に規定する支払の取扱者が同項又は同条第三十項若しくは第三十二項ただし書の規定により通知する書面
六 九 省 略

(確定所得申告書に添付すべき書類等)

第四十七条の二 省 略

2 省 略

3 令第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法第七十八条第二項(寄附金控除)に規定する特定寄附金(以下この項において「特定寄附金」という。)の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 二 省 略

三 租税特別措置法第四十一条の十八第一項(政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例)の規定により特定寄附金とみなされるもの
総務大臣、都道府県の選挙管理委員会、中央選挙管理会又は同項第四号イに規定する指定都市の選挙管理委員会の当該特定寄附金が政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条(報告書の提出)若しくは第十七条(解散の届出等)又は公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)第八十九条(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)

(分配時調整外国税相当額控除を受けるための添付書類)

第四十条の十の二 同 上

一 三 同 上

四 租税特別措置法第八条の四第四項、第五項又は第六項ただし書(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)の規定により交付される通知書

五 租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十八項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)に規定する支払の取扱者が同項又は同条第二十九項若しくは第三十一項ただし書の規定により通知する書面
六 九 同 上

(確定所得申告書に添付すべき書類等)

第四十七条の二 同 上

2 同 上

3 同 上
一 二 同 上

三 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十八第一項(政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例)の規定により特定寄附金とみなされるもの
総務大臣、都道府県の選挙管理委員会、中央選挙管理会又は同項第四号イに規定する指定都市の選挙管理委員会の当該特定寄附金が政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条(報告書の提出)若しくは第十七条(解散の届出等)又は公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)第八十九条(選挙運動に関する

の規定による報告書により報告されたものである旨及びその特定寄附金を受領したものが租税特別措置法第四十一条の十八第一項各号に掲げる団体又は同項第四号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等）、第八十六条の三（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等）又は第八十六条の四（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等）の規定により届出のあつた者（以下この号において「届出のあつた公職の候補者」という。）である旨を証する書類で当該報告書により報告された又は政治資金規正法第六条から第七条まで（政治団体の届出等）若しくは公職選挙法第八十六条から第八十六条の四まで（立候補の届出等）の規定により届出のあつた次に掲げる事項の記載があるもの

イ ト 省 略

四 省 略

4 5 10 省 略

（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）

第八十一条の六 省 略

2 前項に規定する住所等確認書類とは、次に掲げる書類（その者の氏名及び住所の記載のあるものに限る。）をいう。

一 四 省 略

五 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（令第三十一条の二第十四号（障害者等の範囲）に規定する療育手帳をいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

六 第七条第二項第五号に規定する運転免許証（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日において有効なものに限る。）又は運転経歴証明書
七 第七条第二項第六号に規定する旅券で貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日において有効なもの

八 第七条第二項第七号に規定する在留カード又は特別永住者証明書で、貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日において有効なもの

九・十 省 略

る収入及び支出の報告書の提出）の規定による報告書により報告されたものである旨及びその特定寄附金を受領したものが租税特別措置法第四十一条の十八第一項各号に掲げる団体又は同項第四号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等）、第八十六条の三（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等）又は第八十六条の四（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等）の規定により届出のあつた者（以下この号において「届出のあつた公職の候補者」という。）である旨を証する書類で当該報告書により報告された又は政治資金規正法第六条から第七条まで（政治団体の届出等）若しくは公職選挙法第八十六条から第八十六条の四まで（立候補の届出等）の規定により届出のあつた次に掲げる事項の記載があるもの

イ ト 同 上

四 同 上

4 5 10 同 上

（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）

第八十一条の六 同 上

2 同 上

一 四 同 上

五 第七条第二項第五号に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（令第三十一条の二第十四号（障害者等の範囲）に規定する療育手帳をいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

六 第七条第二項第六号に規定する運転免許証（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日において有効なものに限る。）又は運転経歴証明書
七 第七条第二項第七号に規定する旅券で貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日において有効なもの

八 第七条第二項第八号に規定する在留カード又は特別永住者証明書で、貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日において有効なもの

九・十 同 上

(利子等の支払調書)

第八十二条 国内において法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等（その支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、法第六十一条第一項第八号（国内源泉所得）に掲げるものに限る。以下この条において「利子等」という。）の支払をする者（国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権に係る利子等で居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。）は、法第二百五条第一項第一号又は第八号（利子等の支払調書）の規定により、その利子等の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、その利子等に係る所得税の法第七、七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（法第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。以下この章において同じ。）の所轄税務署長に提出しなればならない。

一、四 省略

五 租税特別措置法第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する支払の取扱者が同項に規定する上場株式等の配当等で第二号の利子等に該当するものの交付をする場合において、当該利子等に係る租税特別措置法施行令第四条の六の二第十九項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する控除外国所得税相当額又は同条第二十項に規定する控除所得税相当額があるときは、その金額

六、九 省略

2・3 省略

(配当等の支払調書)

第八十三条 国内において法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等（その支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、法第六十一条第一項第九号（国内源泉所得）に掲げるものに限る。以下この条において「配当等」という。）の支払をする者（国外において発行された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若し

(利子等の支払調書)

第八十二条 同上

一、四 同上

五 租税特別措置法第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する支払の取扱者が同項に規定する上場株式等の配当等で第二号の利子等に該当するものの交付をする場合において、当該利子等に係る租税特別措置法施行令第四条の六の二第十八項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する控除外国所得税相当額又は同条第十九項に規定する控除所得税相当額があるときは、その金額

六、九 同上

2・3 同上

(配当等の支払調書)

第八十三条 国内において法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等（その支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、法第六十一条第一項第九号（国内源泉所得）に掲げるものに限る。以下この条において「配当等」という。）の支払をする者（国外において発行された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若し

くは特定受益証券発行信託の受益権又は株式（法第二百二十五条第一項第二号（配当等の支払調書）に規定する優先出資、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。第三項において同じ。）に係る配当等で居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。）は、法第二百二十五条第一項第二号又は第八号の規定により、その配当等の支払を受ける者の各人別に、かつ、その配当等の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した調書を、その配当等に係る所得税の法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 法人（法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）から受ける剰余金の配当（法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）、剰余金の分配（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）、金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）、基金利息（同項に規定する基金利息をいう。以下この条において同じ。）又は投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除くものとし、オープン型の証券投資信託に該当しないものに限る。以下この号において「投資信託」という。）若しくは特定受益証券発行信託の収益の分配 次に掲げる事項（社債的受益権の剰余金の配当にあつては、イからホまで及びトからリまでに掲げる事項）

イ〜ニ 省 略

ホ 租税特別措置法第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する支払の取扱者（以下この項において「支払の取扱者」という。）が同条第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）で口の剰余金配当等に該当するものの交付をする場合において、当該剰余金配当等に係る租税特別措置法施行令第四条の六の二第十九項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する控除外国所得税相当額、同条第二十項に規定する控除所得税相当額又は同条第二十九項に規定する通知外国法人税相当額があるときは、その金額

くは特定受益証券発行信託の受益権又は株式（法第二百二十五条第一項第二号（配当等の支払調書）に規定する優先出資、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。第三項において同じ。）に係る配当等で居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。）は、法第二百二十五条第一項第二号又は第八号の規定により、その配当等の支払を受ける者の各人別に、かつ、その配当等の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した調書を、その配当等に係る所得税の法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 同 上

イ〜ニ 同 上

ホ 租税特別措置法第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する支払の取扱者（以下この項において「支払の取扱者」という。）が同条第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）で口の剰余金配当等に該当するものの交付をする場合において、当該剰余金配当等に係る租税特別措置法施行令第四条の六の二第十八項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する控除外国所得税相当額、同条第十九項に規定する控除所得税相当額又は同条第二十八項に規定する通知外国法人税相当額があるときは、その金額

へり 省 略

二 オープン型の証券投資信託（公社債投資信託を除く。以下この条において同じ。）の収益の分配 次に掲げる事項

イ 二 省 略

ホ 支払の取扱者が上場株式等の配当等でロの収益の分配に該当するものの交付をする場合において、当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第四条の六の二十九項に規定する控除外国所得税相当額又は同条第二十項に規定する控除所得税相当額があるときは、その金額

へり 省 略

三 法第二十五条第一項（配当等とみなす金額）の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなされるもの 次に掲げる事項

イ 二 省 略

ホ 支払の取扱者が上場株式等の配当等でロの金額に該当するものの交付をする場合において、当該金額に係る租税特別措置法施行令第四条の六の二十九項に規定する通知外国法人税相当額があるときは、その金額

へり 省 略

へり 省 略

2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号の規定に該当する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配、基金利息又は収益の分配に係る同項の調査は、提出することを要しない。

一 四 省 略

五 配当等につき法第十一条第一項（公共法人等に係る非課税）、第七

十六条第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）、

第七十七條（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例）若しくは

第八十條の二第二項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の

特例）の規定又は租税特別措置法第八条第一項から第三項まで（金融機

関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）、第九条の四（特

定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）、第九条の四

の二第二項（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）若しく

は第九条の五第一項（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金

融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の

へり 同 上

二 同 上

イ 二 同 上

ホ 支払の取扱者が上場株式等の配当等でロの収益の分配に該当するものの交付をする場合において、当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第四条の六の二十八項に規定する控除外国所得税相当額又は同条第十九項に規定する控除所得税相当額があるときは、その金額

へり 同 上

三 同 上

イ 二 同 上

ホ 支払の取扱者が上場株式等の配当等でロの金額に該当するものの交付をする場合において、当該金額に係る租税特別措置法施行令第四条の六の二十八項に規定する通知外国法人税相当額があるときは、その金額

へり 同 上

へり 同 上

2 同 上

一 四 同 上

五 配当等につき法第十一条第一項（公共法人等に係る非課税）、第七

十六条第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）若

しくは第八十條の二第二項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の

課税の特例）の規定又は租税特別措置法第八条第一項から第三項まで（

金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）、第九条の

四（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）、第九

条の四の二第二項（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）

若しくは第九条の五第一項（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取

った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特

例）の規定の適用がある場合

3 5 省 略
規定の適用がある場合

(支払調書等の提出の特例)

第九十七条の四 省 略

2 調書等を提出すべき者が法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項(次項、第四項及び第七項第三号)において「記載事項」という。)を同条第一項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、次項第一号に掲げる方法により提供しようとする場合には国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項(事前届出等)の規定の例により、次項第二号に掲げる方法により提供しようとする場合には同条第四項及び第六項の規定の例による。

3・4 省 略

5 法第二百二十八条の四第一項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。

6 8 省 略

別表第三(四)

非居住者又は外国法人の所得についての所得税徴収高計算書 省 略

備考

1～24 省 略

25 租税特別措置法第5条の2から第8条まで、第9条の3、第9条の8、第9条の9、第42条若しくは第42条の2の規定に該当するもの若しくは租税条約の規定により所得税が軽減され、若しくは免除されるもの(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定に該当するものを含む。)又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項に規定する支払の取扱者を通じて支払をしたものについては、「摘要」の欄にそれぞれの区分ごとに人

3 5 同 上

(支払調書等の提出の特例)

第九十七条の四 同 上

2 調書等を提出すべき者が法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項(次項、第四項及び第七項)において「記載事項」という。)を同条第一項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、次項第一号に掲げる方法により提供しようとする場合には国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで(事前届出等)の規定の例により、次項第二号に掲げる方法により提供しようとする場合には同条第五項及び第七項の規定の例による。

3・4 同 上

5 法第二百二十八条の四第一項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

6 8 同 上

別表第三(四)

非居住者又は外国法人の所得についての所得税徴収高計算書 同 左

備考

1～24 同 左

25 租税特別措置法第5条の2から第8条まで、第9条の3、第9条の8、第9条の9若しくは第41条の23から第42条の2までの規定に該当するもの若しくは租税条約の規定により所得税が軽減され、若しくは免除されるもの(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定に該当するものを含む。)又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項に規定する支払の取扱者を通じて支払をしたものについては、「摘要」の欄にそれぞれの区

員、支払額及び税額を記載すること。
26～29 省 略

別表第五(一)

令和	年分	利子等の支払調書
		省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1)～(4) 省 略
 - (5) 「通知外国税相当額」の項には、利子等に係る令第300条第9項若しくは第306条の2第7項に規定する通知外国所得税の額又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者(6)及び(3)において「支払の取扱者」という。)が同項に規定する上場株式会社等の配当等(6)において「上場株式会社等の配当等」という。)で利子等に該当するものの交付をする場合における当該利子等に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第19項に規定する控除外国所得税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該通知外国所得税の額又は当該控除外国所得税相当額のいずれに該当するかの別を「摘要」の欄に記載すること。
 - (6) 「通知所得税相当額」の項には、支払の取扱者が上場株式会社等の配当等で利子等に該当するものの交付をする場合における当該利子等に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第20項に規定する控除所得税相当額を記載すること。
 - (7)～(15) 省 略
 - 3～5 省 略

別表第五(三)

令和	年分	配当、剰余金の分配、金銭の分配
		及び基金利息の支払調書

分ごとに人員、支払額及び税額を記載すること。
26～29 同 左

別表第五(一)

令和	年分	利子等の支払調書
		同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1)～(4) 同 左
 - (5) 「通知外国税相当額」の項には、利子等に係る令第300条第9項若しくは第306条の2第7項に規定する通知外国所得税の額又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者(6)及び(3)において「支払の取扱者」という。)が同項に規定する上場株式会社等の配当等(6)において「上場株式会社等の配当等」という。)で利子等に該当するものの交付をする場合における当該利子等に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第18項に規定する控除外国所得税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該通知外国所得税の額又は当該控除外国所得税相当額のいずれに該当するかを「摘要」の欄に記載すること。
 - (6) 「通知所得税相当額」の項には、支払の取扱者が上場株式会社等の配当等で利子等に該当するものの交付をする場合における当該利子等に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第19項に規定する控除所得税相当額を記載すること。
 - (7)～(15) 同 左
 - 3～5 同 左

別表第五(三)

令和	年分	配当、剰余金の分配、金銭の分配
		及び基金利息の支払調書

省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1)～(3) 省 略

(4) 「通知外国税相当額」の項には、配当等に係る租税特別措置法施行令第4条の9第14項、第4条の10第10項、第4条の11第10項若しくは第5条第10項に規定する通知外国法人税相当額(4)において「調整対象通知外国法人税相当額」という。)又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者(12)において「支払の取扱者」という。)が同項に規定する上場株式等の配当等で配当等に該当するものの交付をする場合における当該配当等に係る同令第4条の6の2第29項に規定する通知外国法人税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該調整対象通知外国法人税相当額又は当該通知外国法人税相当額のいずれに該当するかの別を「摘要」の欄に記載すること。

(5)～(14) 省 略

- 3・4 省 略

別表第五(五)

令和	年分	投資信託又は特定受益証券発行信託
		収益の分配の支払調書
		省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1)～(3) 省 略

(4) 「通知外国税相当額」の項には、収益の分配に係る令第300条第9項若しくは第306条の2第7項に規定する通知外国所得税の額又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者(5)及び(10)において「支払の取扱者」という。)が同項に規定する上場株式等

同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左

(1)～(3) 同 左

(4) 「通知外国税相当額」の項には、配当等に係る租税特別措置法施行令第4条の9第14項、第4条の10第10項、第4条の11第10項若しくは第5条第10項に規定する通知外国法人税相当額(4)において「調整対象通知外国法人税相当額」という。)又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者(12)において「支払の取扱者」という。)が同項に規定する上場株式等の配当等で配当等に該当するものの交付をする場合における当該配当等に係る同令第4条の6の2第28項に規定する通知外国法人税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該調整対象通知外国法人税相当額又は当該通知外国法人税相当額のいずれに該当するかを「摘要」の欄に記載すること。

(5)～(14) 同 左

- 3・4 同 左

別表第五(五)

令和	年分	投資信託又は特定受益証券発行信託
		収益の分配の支払調書
		同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左

(1)～(3) 同 左

(4) 「通知外国税相当額」の項には、収益の分配に係る令第300条第9項若しくは第306条の2第7項に規定する通知外国所得税の額又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者(5)及び(10)において「支払の取扱者」という。)が同項に規定する上場株式等

の配当等 (5)において「上場株式等の配当等」という。) で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第19項に規定する控除外国所得税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該通知外国所得税の額又は当該控除外国所得税相当額のいずれに該当するかの別を「摘要」の欄に記載すること。

(5) 「通知所得税相当額」の項には、支払の取扱者が上場株式等の配当等で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第20項に規定する控除所得税相当額を記載すること。

(6)～(12) 省 略

3・4 省 略

別表第五(内)

令和	年分	オープン型証券投資信託
	収益の分配の支払調書 (支払通知書)	
		省 略

備考

1 省 略

2 この支払調書 (支払通知書) の記載の要領は、次による。

(1) 「住所 (居所) 又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する場合にあつては当該支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号 (11)において「法人番号」という。) を、支払通知書を作成する場合にあつては当該支払通知書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

(2)・(3) 省 略

(4) 「通知外国税相当額」の項には、収益の分配に係る令第300条第9項若しくは第306条の2第7項に規定する通知外国所得税の額又は租

の配当等 (5)において「上場株式等の配当等」という。) で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第18項に規定する控除外国所得税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該通知外国所得税の額又は当該控除外国所得税相当額のいずれに該当するかの別を「摘要」の欄に記載すること。

(5) 「通知所得税相当額」の項には、支払の取扱者が上場株式等の配当等で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第19項に規定する控除所得税相当額を記載すること。

(6)～(12) 同 左

3・4 同 左

別表第五(内)

令和	年分	オープン型証券投資信託
	収益の分配の支払調書 (支払通知書)	
		同 左

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「住所 (居所) 又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する場合にあつては当該作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号 (11)において「法人番号」という。) を、支払通知書を作成する場合にあつては当該作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

(2)・(3) 同 左

(4) 「通知外国税相当額」の項には、収益の分配に係る令第300条第9項若しくは第306条の2第7項に規定する通知外国所得税の額又は租

税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者 (5)及び(11)において「支払の取扱者」という。)が同項に規定する上場株式等の配当等 (5)において「上場株式等の配当等」という。)で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第19項に規定する控除外国所得税の額又は当該控除外国所得税相当額のいずれに該当するかの別を「摘要」の欄に記載すること。

(5) 「通知所得税相当額」の項には、支払の取扱者が上場株式等の配当等で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第20項に規定する控除所得税相当額を記載すること。

(6)～(13) 省 略

3・4 省 略

別表第五(七)

令和	年分	配当等とみなす金額に関する支払調書 (支払通知書)
		省 略

備考

1 省 略

2 この支払調書 (支払通知書) の記載の要領は、次による。

(1) 「住所 (居所) 又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する場合にあつては当該支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号 (12)において「法人番号」という。)を、支払通知書を作成する場合にあつては当該支払通知書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

(2) 「1株又は出資1口当たりの額」の欄の「金銭」及び「金銭以外の資産の価額」の項については、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定

税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者 (5)及び(11)において「支払の取扱者」という。)が同項に規定する上場株式等の配当等 (5)において「上場株式等の配当等」という。)で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第18項に規定する控除外国所得税の額又は当該控除外国所得税相当額のいずれに該当するかの別を「摘要」の欄に記載すること。

(5) 「通知所得税相当額」の項には、支払の取扱者が上場株式等の配当等で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第19項に規定する控除所得税相当額を記載すること。

(6)～(13) 同 左

3・4 同 左

別表第五(七)

令和	年分	配当等とみなす金額に関する支払調書 (支払通知書)
		同 左

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「住所 (居所) 又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する場合にあつては当該作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号 (12)において「法人番号」という。)を、支払通知書を作成する場合にあつては当該作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

(2) 同 左

める金額を記載すること。

(イ) 「金銭」の項 法第25条第1項各号に掲げる事由により同項に規定する株主等（以下この表において「株主等」という。）に交付した金銭の額の合計額を当該事由に係る発行済株式等総数（当該事由が、令第61条第2項第1号に掲げる事由である場合には同号に規定する被合併法人の同号に規定する発行済株式等の総数をいい、同項第2号又は第3号に掲げる事由である場合には当該事由に係る株式の総数をいい、同項第4号に掲げる事由である場合には同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イに規定する株式の総数又は同号ロに規定する種類の株式の総数をいい、同項第5号に掲げる事由である場合には同項第1号に規定する投資法人（以下この表において「投資法人」という。）の発行済みの同号に規定する投資口（以下この表において「投資口」という。）の総数をいい、同項第6号に掲げる事由である場合には同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イに規定する発行済株式等の総数又は同号ロに規定する種類の株式の総数をいう。(2)において同じ。)で除して計算した金額

(ロ・ハ) 省 略

(3) 「1株又は出資1口当たりの資本金等の額から成る部分の金額」の項には、金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

(イ～ハ) 省 略

(二) 令第61条第2項第4号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配（以下この表において「払戻し等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i) (ii)に掲げる法人以外の法人 当該法人の当該払戻し等に係る令第61条第2項第4号イに規定する払戻等対応資本金額等を当該払戻し等に係る株式の総数で除して計算した金額

(ii) 令第61条第2項第4号ロに規定する法人 当該法人の当該資本の払戻しに係る種類の株式に係る同号ロに規定する払戻対応種類資本金額を当該資本の払戻しに係る当該種類の株式の総数で除して計算した金額

(イ) 省 略

(イ) 「金銭」の項 法第25条第1項各号に掲げる事由により同項に規定する株主等（以下この表において「株主等」という。）に交付した金銭の額の合計額を当該事由に係る発行済株式等総数（当該事由が、令第61条第2項第1号に掲げる事由である場合には同号に規定する被合併法人の同号に規定する発行済株式等の総数をいい、同項第2号から第4号までに掲げる事由である場合には当該事由に係る株式の総数をいい、同項第5号に掲げる事由である場合には同項第1号に規定する投資法人（以下この表において「投資法人」という。）の発行済みの同号に規定する投資口（以下この表において「投資口」という。）の総数をいい、同項第6号に掲げる事由である場合には同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イに規定する発行済株式等の総数又は同号ロに規定する種類の株式の総数をいう。(2)において同じ。)で除して計算した金額

(ロ・ハ) 同 左

(3) 同 左

(イ～ハ) 同 左

(二) 令第61条第2項第4号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配 当該資本の払戻し又は当該解散による残余財産の分配を行った法人の同号に規定する資本金等の額に同号に規定する割合を乗じて計算した金額を同号に規定する払戻し等に係る株式の総数で除して計算した金額

(イ) 同 左

- イ) 令第61条第2項第6号に掲げる自己株式の取得等 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - (i) 省 略
 - (ii) 令第61条第2項第6号ロに規定する法人 当該法人の当該自己株式の取得等に係る株式と同一の種類の株式に係る同号ロに規定する種類資本金額を当該種類の株式の総数で除して計算した金額 (当該種類資本金額が零以下である場合には、零)
- (4) 「株式の数又は出資の口数」の項には、金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載すること。
 - (イ)～(ハ) 省 略
 - (ニ) 令第61条第2項第4号に掲げる資本の払戻し等 その交付を受けたる者が当該払戻し等の直前に有していた当該払戻し等を行つた法人の当該払戻し等に係る株式の数又は出資の口数
 - (ホ)・(ヘ) 省 略
 - (五)・(六) 省 略
 - (7) 「通知外国税相当額」の項には、配当等に係る租税特別措置法施行令第4条の9第14項、第4条の10第10項、第4条の11第10項若しくは第5条第10項に規定する通知外国法人税相当額 ((7)において「調整対象通知外国法人税相当額」という。) 又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者 ((12)において「支払の取扱者」という。) が同項に規定する上場株式等の配当等で配当等に該当するものの交付をする場合における当該配当等に係る同令第4条の6の2第29項に規定する通知外国法人税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該調整対象通知外国法人税相当額又は当該通知外国法人税相当額のいずれに該当するかを別を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8)～(14) 省 略

別表第五(七)

- イ) 同 左
 - (i) 同 左
 - (ii) 令第61条第2項第6号ロに規定する法人 当該法人の同号ロに規定する種類資本金額を同号ロに規定する種類の株式の総数で除して計算した金額 (当該種類資本金額が零以下である場合には、零)
- (4) 同 左
- (イ)～(ハ) 同 左
- (ニ) 令第61条第2項第4号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配 その交付を受けた者が当該資本の払戻し又は当該解散による残余財産の分配 ((三)において「払戻し等」という。)の直前に有していた当該払戻し等を行つた法人の当該払戻し等に係る株式の数又は出資の口数
- (ホ)・(ヘ) 同 左
- (五)・(六) 同 左
- (7) 「通知外国税相当額」の項には、配当等に係る租税特別措置法施行令第4条の9第14項、第4条の10第10項、第4条の11第10項若しくは第5条第10項に規定する通知外国法人税相当額 ((7)において「調整対象通知外国法人税相当額」という。) 又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者 ((12)において「支払の取扱者」という。) が同項に規定する上場株式等の配当等で配当等に該当するものの交付をする場合における当該配当等に係る同令第4条の6の2第28項に規定する通知外国法人税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該調整対象通知外国法人税相当額又は当該通知外国法人税相当額のいずれに該当するかを別を「摘要」の欄に記載すること。
- (8)～(14) 同 左

別表第五(七)

令和 年分 非居住者等に支払われる
組合契約に基づく利益の支払調書
(表部分の改正については省略)

備考

1 省 略

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所(国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所)又は本店若しくは主たる事務所の所在地(国内事務所等(国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。(1)及び(10)において同じ。))を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地)を記載すること。

(2)～(10) 省 略

(11) 法第180条第1項又は第214条第1項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(12) 省 略

3 省 略

別表第五(内)

令和 年分 非居住者等に支払われる
人的役務提供事業の対価の支払調書
(表部分の改正については省略)

備考

1 省 略

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所(国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所)又は本店若しくは主たる事務所の所在地(国内事務所等(国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。(1)において同じ。))を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税

令和 年分 非居住者等に支払われる
組合契約に基づく利益の支払調書
(表部分の改正については省略)

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所(国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。以下別表第五(二十三)までにおいて同じ。)又は本店若しくは主たる事務所の所在地(国内事務所等を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地。以下別表第五(二十三)までにおいて同じ。)を記載すること。

(2)～(10) 同 左

(11) 法第180条第1項又は法第214条第1項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(12) 同 左

3 同 左

別表第五(内)

令和 年分 非居住者等に支払われる
人的役務提供事業の対価の支払調書
(表部分の改正については省略)

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

の納税地にある国内事務所等の所在地) を記載すること。

(2)～(5) 省 略

(6) 法第180条第1項又は第214条第1項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

3 省 略

別表第五(㊦)

令和	年分	非居住者等に支払われる
		不動産の使用料等の支払調書
		(表部分の改正については省略)

備考

1 省 略

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所(国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所)又は本店若しくは主たる事務所の所在地(国内事務所等(国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。(1)において同じ。)を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地) を記載すること。

(2)～(9) 省 略

(10) 法第180条第1項又は第214条第1項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

3 省 略

別表第五(㊧)

令和	年分	非居住者等に支払われる
		借入金の利子の支払調書
		省 略

備考

(2)～(5) 同 左

(6) 法第180条第1項又は法第214条第1項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

3 同 左

別表第五(㊨)

令和	年分	非居住者等に支払われる
		不動産の使用料等の支払調書
		(表部分の改正については省略)

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

(2)～(9) 同 左

(10) 法第180条第1項又は法第214条第1項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

3 同 左

別表第五(㊩)

令和	年分	非居住者等に支払われる
		借入金の利子の支払調書
		同 左

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。(1)において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）を記載すること。
 - (2)～(5) 省 略
 - (6) 法第180条第1項又は第214条第1項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - 3～5 省 略

別表第五(三)

令和 年分 非居住者等に支払われる 工業所有権の使用料等の支払調書 省 略

- 備考
- 1 省 略
 - 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。(1)において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）を記載すること。
 - (2)～(6) 省 略
 - (7) 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (2)～(5) 同 左
 - (6) 法第180条第1項又は法第214条第1項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - 3～5 同 左

別表第五(三)

令和 年分 非居住者等に支払われる 工業所有権の使用料等の支払調書 同 左

- 備考
- 1 同 左
 - 2 同 左
 - (1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (2)～(6) 同 左
 - (7) 租税特別措置法第41条の23第3項の規定により非課税とされるもの（又は租税条約の規定により所得税が軽減され、若しくは免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）につ

(8) 法第180条第1項又は第214条第1項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

3 省 略

別表第五(国)

令和	年分	非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
		省 略

備考

1 省 略

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所(国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所)又は本店若しくは主たる事務所のある所在地(国内事務所等(国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。(1)において同じ。)を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地)を記載すること。

(2)～(6) 省 略

(7) 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。)については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(8) 法第180条第1項又は第214条第1項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

3 省 略

別表第五(国)

いては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
(8) 法第180条第1項若しくは法第214条第1項又は租税特別措置法第41条の23第3項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

3 同 左

別表第五(国)

令和	年分	非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
		同 左

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

(2)～(6) 同 左

(7) 租税特別措置法第41条の23第3項の規定により非課税とされるもの又は租税条約の規定により所得税が軽減され、若しくは免除されるもの(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。)については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(8) 法第180条第1項若しくは法第214条第1項又は租税特別措置法第41条の23第3項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

3 同 左

別表第五(国)

令和 年分 非居住者等に支払われる
給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
省 略

備考

1 省 略

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。（1）において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）を記載すること。

(2)～(7) 省 略

(8) 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(9) 省 略

3 省 略

別表第五(国)

令和 年分 不動産等の譲受けの対価の支払調書
省 略

備考

1 この支払調書は、居住者及び内国法人に支払う法第225条第1項第9号に規定する不動産等の譲渡（租税特別措置法第33条第4項第2号又は同法第64条第2項第2号の規定により譲渡とみなされるものその他これに準ずる土地の上にある資産の移転に伴い生じた資産の損失の補償を含む。以下この表において同じ。）の対価について使用すること。

令和 年分 非居住者等に支払われる
給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
同 左

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

(2)～(7) 同 左

(8) 租税特別措置法第41条の23第1項の規定により非課税とされるもの又は租税条約の規定により所得税が軽減され、若しくは免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(9) 同 左

3 同 左

別表第五(国)

令和 年分 不動産等の譲受けの対価の支払調書
同 左

備考

1 この支払調書は、居住者及び内国法人に支払う法第225条第1項第9号に規定する不動産等の譲渡（租税特別措置法第33条第3項第2号又は同法第64条第2項第2号の規定により譲渡とみなされるものその他これに準ずる土地の上にある資産の移転に伴い生じた資産の損失の補償を含む。以下この表において同じ。）の対価について使用すること。

2～4 省 略

別表第五(四)

令和 年分 非居住者等に支払われる 不動産の譲受けの対価の支払調書 (表部分の改正については省略)

備考

- 1 この支払調書は、非居住者及び外国法人に支払う法第225条第1項第9号に規定する不動産等の譲渡（租税特別措置法第33条第4項第2号又は第64条第2項第2号の規定により譲渡とみなされるものその他これに準ずる土地の上にある資産の移転に伴い生じた資産の損失の補償を含む。以下この表において同じ。）の対価（法第161条第1項第5号に掲げる対価に該当するものに限る。）について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。(1)において同じ。)を有するものにあつては、その所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地を含む。）を記載すること。
 - (2)～(7) 省 略
- 3・4 省 略

別表第五(四)

令和 年分 交付金銭等の支払調書 省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。

2～4 同 左

別表第五(四)

令和 年分 非居住者等に支払われる 不動産の譲受けの対価の支払調書 (表部分の改正については省略)

備考

- 1 この支払調書は、非居住者及び外国法人に支払う法第225条第1項第9号に規定する不動産等の譲渡（租税特別措置法第33条第3項第2号又は同法第64条第2項第2号の規定により譲渡とみなされるものその他これに準ずる土地の上にある資産の移転に伴い生じた資産の損失の補償を含む。以下この表において同じ。）の対価（法第161条第1項第5号に掲げる対価に該当するものに限る。）について使用すること。
- 2 同 左
 - (1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等を有するものにあつては、その所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地を含む。）を記載すること。
 - (2)～(7) 同 左
- 3・4 同 左

別表第五(四)

令和 年分 交付金銭等の支払調書 同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左

- (1) 省 略
- (2) 「1株又は出資1口当たりの額」の欄の「金銭」及び「金銭以外の資産の価額」の項については、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

(イ) 「金銭」の項 令第345条第1項各号に規定する事由により同項第1号に規定する株主等（以下この表において「株主等」という。）に交付をした金銭の額の合計額を当該事由に係る発行済株式等総数（当該事由が、令第61条第2項第1号に掲げる事由である場合には同号に規定する被合併法人の同号に規定する発行済株式等の総数をいい、同項第2号又は第3号に掲げる事由である場合には当該事由に係る株式の総数をいい、同項第4号に掲げる事由である場合には同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イに規定する株式の総数又は同号ロに規定する種類の株式の総数をいい、同項第5号に掲げる事由である場合には同項第1号に規定する投資法人の発行済みの同号に規定する投資口（以下この表において「投資口」という。）の総数をいい、同項第6号に掲げる事由である場合には同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イに規定する発行済株式等の総数又は同号ロに規定する種類の株式の総数をいう。以下(2)及び(3)において同じ。）で除して計算した金額

- (四)・(六) 省 略
- (3)～(10) 省 略
- 3・4 省 略

別表第六(一)

令和	年分	給与所得の源泉徴収票
		省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。
- (1)～(16) 省 略
- (17) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記

- (1) 同 左
- (2) 同 左

(イ) 「金銭」の項 令第345条第1項各号に規定する事由により同項第1号に規定する株主等（以下この表において「株主等」という。）に交付をした金銭の額の合計額を当該事由に係る発行済株式等総数（当該事由が、令第61条第2項第1号に掲げる事由である場合には同号に規定する被合併法人の同号に規定する発行済株式等の総数をいい、同項第2号から第4号までに掲げる事由である場合には当該事由に係る株式の総数をいい、同項第5号に掲げる事由である場合には同項第1号に規定する投資法人の発行済みの同号に規定する投資口（以下この表において「投資口」という。）の総数をいい、同項第6号に掲げる事由である場合には同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イに規定する発行済株式等の総数又は同号ロに規定する種類の株式の総数をいう。以下(2)及び(3)において同じ。）で除して計算した金額

- (四)・(六) 同 左
- (3)～(10) 同 左
- 3・4 同 左

別表第六(一)

令和	年分	給与所得の源泉徴収票
		同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
- (1)～(16) 同 左
- (17) 同 左

載すること。

(イ)～(ト) 省 略

(チ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合 (ウ)に該当する場合を除く。)

その適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及びその者の住宅の取得等 (同法第41条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。(ウ)において同じ。) が特定取得 (同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。(ウ)において同じ。) 又は特別特定取得 (同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。(ウ)において同じ。) に該当する場合には、その旨

(ウ) 給与等の支払を受ける者が二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額 (租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額若しくは同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額又は同法第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額若しくは同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額をいう。以下(ウ)において同じ。) について同法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合
当該住宅借入金等の金額につき異なる住宅の取得等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の取得等ごとのその適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨

(タ)～(ツ) 省 略
3 省 略

添 画

(県に添画)

(イ)～(ト) 同 左

(チ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合 (ウ)に該当する場合を除く。)

その適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及びその者の住宅の取得等 (同法第41条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。(ウ)において同じ。) が特定取得 (同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。(ウ)において同じ。) 又は特別特定取得 (同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。(ウ)において同じ。) に該当する場合には、その旨

(ウ) 給与等の支払を受ける者が二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額 (租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額若しくは同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額又は同法第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額若しくは同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額をいう。以下(ウ)において同じ。) について同法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合
当該住宅借入金等の金額につき異なる住宅の取得等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の取得等ごとのその適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨

(タ)～(ツ) 同 左
3 同 左

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十八条の二第二号の改正規定及び第十八条の三の改正規定 令和四年五月一日

二 目次の改正規定（「第三十四条」を「第三十四条の三」に改める部分を除く。）、第一編第五章を削る改正規定、同編第四章中第十六条の三を第十七条とする改正規定、第二編第一章第三節第一款の二を同節第一款の三とし、同節第一款を同節第一款の二とし、同款の前に一款を加える改正規定及び第九十七条の四第二項の改正規定 令和五年一月一日

三 第四十条の十の二第五号の改正規定、第八十二条第一項第五号の改正規定、第八十三条の改正規定、別表第五(一)の改正規定、別表第五(三)の改正規定、別表第五(五)の改正規定、別表第五(六)の改正規定及び別表第五(七)の表の備考2(7)の改正規定 令和五年十月一日

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置)

第二条 国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。次条において同じ。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号。次条において「整備省令」という。）附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第七条第二項（租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第七条第二項中「掲げる書類（一）とあるのは、「掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条（国民年金法の一部改正）の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳（一）とする。」

第三条 国民年金手帳が整備省令附則第六条第一項の規定により同項に規定

する書類とみなされる間における新規則第八十一条の六第二項（所得税法施行規則第八十一条の二十第一項、第八十一条の二十五第一項、第八十一条の二十九第一項、第八十一条の三十三第一項、第八十一条の三十六第二項及び第八十一条の三十八第一項並びに租税特別措置法施行規則第三条の十七第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第八十一条の六第二項中「掲げる書類（一とあるのは、「掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条（国民年金法の一部改正）」の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項（国民年金手帳）」に規定する国民年金手帳（一）」とする。

（書式に関する経過措置）

第四条 新規則別表第五(七)（同表の備考2(7)に係る部分を除く。）及び別表第五(八)に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第二百二十五条第一項又は第二項の規定により提出し、又は交付するこれらの規定に規定する調書及び通知書について適用し、同日前にこれらの規定により提出し、又は交付したこれらの規定に規定する調書及び通知書については、なお従前の例による。

2| 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書又は通知書に、新規則別表第五(七)及び別表第五(八)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。